

平成28年2月24日

次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の骨子（案）に対する意見書

千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合
理事長 飯田 俊夫



1 はじめに

千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合は、膨張する許可業者数と同時進行する過度な価格競争を緩和し、適正価格の確立すること並びに許可業者の窓口を一本化することによる千葉市清掃行政とのあらゆる施策に柔軟に対応する為、行政当局との窓口を一本化し、より密接な連携を通して、地球環境の中の一つである廃棄物問題に取り組むことを目的に、平成8年に設立されました。

千葉市におかれましては、これまで、集団回収事業、資源物のステーション収集開始や家庭ごみの収集体制の見直し等、リサイクル推進の取り組みが進められ、焼却ごみ1／3削減の目標を達成するなど、着実に資源の回収・リサイクルが浸透していると感じております。

現在、千葉市が策定作業を行っている「次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、2清掃工場体制以降後のごみ減量・施設整備が位置づけられた大変重要な計画であると認識しております。

つきましては、当組合として次期計画に対する意見書をまとめましたので、ご報告させていただきます。この意見書の内容が千葉市のごみ行政に活用されることを期待しております。

2 意見内容

- (1) 平成28年4月からごみ処理手数料の改定により料金値上げ後、事業所ごみが家庭ごみのステーションに排出されることが予想されるため、ごみステーションの監視の徹底をしていただきたい。
- (2) 平成29年4月から、3清掃工場体制から2清掃工場体制になるための対応として、清掃工場の早朝開場、開場時間の延長、昼休み時間の開場、また、日曜日の1清掃工場開場を実現していただきたい。これは、収集運搬業者の過積載の防止だけでなく、円滑に業務を行える上、予め、清掃工場施設外に収集車両が並ぶ事のないよう、近隣の住人への配慮に繋がると考えます。
- (3) 環境省レベルでも、リサイクル法制は一通り揃ったことから、発生抑制と再利用がこれからのテーマとなります。現在、民間事業者で先進的に取り組んでいる企業も多々ありますが、自治体が主体となって市民・事業者へ強く啓発活動を行っているところは少ないのが現状です。市民のボランティアレベルでの話ではなく、ごみの減量に直結するリユースを廃棄物行政の取り組みの一つの柱とすべく、「民間事業者の活用等による家庭系・事業系の不用品（リユース可能品）への対応促進」について検討していただきたい。
- (4) 資源化の可能性が高い紙類、塵芥ごみの分別啓発として、小規模事業者が多く集まる商店街等に、ごみ保管庫（物置き等）の貸し出しを行ない、事業系のごみステーション化を行っていただきたい。また、小規模事業者のリサイクル率を高めるために、補助金、奨励金等の制度を設けていただきたい。

以上